

税額控除に係る証明書について

当財団は、道民の皆様方からの貴重な浄財を頂き、臓器機能障害のある人達が移植医療により、その機能を回復し、健康な生活が送れるようにするため、移植医療についての知識の普及活動を行い、以て北海道民の健康と福祉の向上に寄与する事を目的とし活動を続けています。

ご寄附あるいは賛助会員会費を納入頂いた方には、令和 6 年 1 月 25 日より令和 11 年 1 月 24 日まで「税額控除制度」が適用されます。「移植医療の推進」という私たちの公益目的事業にご賛同頂き、活動資金へのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

例年の確定申告の際には、当財団への「振込金受入票」（金融機関領収済）又は「寄附金領収書」（当財団発行）と「税額控除に係る証明書」の添付（電子申請の場合は 5 年保管）が必要となります。

記

区分	対象	控除額
寄附金控除（所得控除）	国内在住の方	次により算出された額が「寄附金控除」として所得から控除されます。 寄附金(会費含)合計額－2,000 円 ※(年間所得 40%相当額が限度)
寄附金控除（所得控除）	国内在住の方	(寄附金(会費含)合計額－2,000 円) × 40% ＝控除額 ※寄附金(会費含)が総所得金額の 40%を超える場合：40%相当額が「寄附金控除額」となる。
個人住民税	道内在住の方	個人住民税は、道又は市町村が条例により指定した寄附金（公益法人に対する寄附金等）は、次の金額が控除されます(地方税法第 37 条の 2) ※道条例指定…(寄附金－2,000 円) × 4% ※市町村条例指定…(寄附金－2,000 円) × 6% ※重複指定…(寄附金－2,000 円) × 10%
法人に対する税制優遇		法人税における寄附金は、当該法人の資本金等の額、所得金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。 この時、公益法人に対する寄附については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、損金算入限度額が設けられています。(法人税法第 37 条)

（注）在住地は寄附をされた翌年 1 月 1 日時点での住所

（注）寄附金控除の所得控除と税額控除については、どちらか選択適用になりますので、ご注意下さい。